

平成二十五年十二月十一日

青森県教育委員会第七百七十九回定例会

期日 平成二十五年十二月十一日(水)
場所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

一 開 会

二 報 告

報告第一号 議案に対する意見について

.....

1

三 議 案

議案第一号 学校職員の人事について

(非公開の会議)

四 その他

いじめ防止対策推進法への対応について

.....

2

全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて

.....

3

職員の懲戒処分の状況

.....

5

五 閉 会

報告第一号

議案に対する意見について

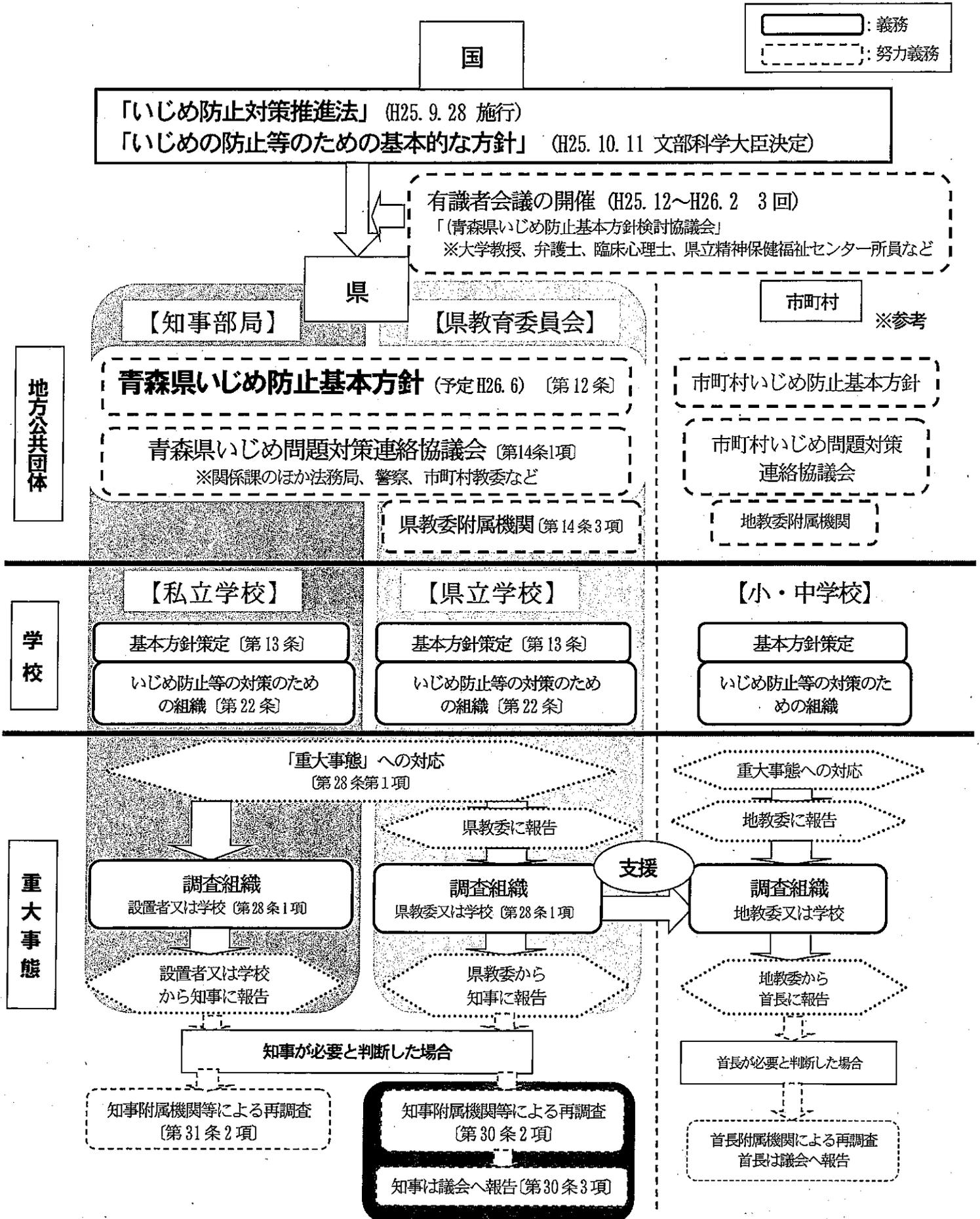
知事から意見を求められた左記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第四条第一項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

記

- 一 平成二十五年青森県一般会計補正予算（第四号）案（教育委員会所管分）
- 二 青森県基本計画未来を変える挑戦の策定の件
- 三 青森県警察職員等賞じゆつ金授与条例の一部を改正する条例案
- 四 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

[その他]

「いじめ防止対策推進法」への対応について



[その他]

全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて

平成25年11月29日付「平成26年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」において、文部科学省では、調査結果の取扱いを次のように変更した。

1 これまでの結果の取扱い

(平成19～21年度・25年度の全国学力・学習状況調査)

- ① 都道府県教育委員会は、個々の市町村名・学校名を明らかにした公表は行わない。
- ② 市町村教育委員会は、個々の学校名を明らかにした公表は行わない。
- ③ 各市町村の結果の公表については市町村教育委員会の判断に、各学校の結果の公表については、当該学校の判断に委ねる。
- ④ 公表にあたっては、本調査により測定できる学力は特定の一部分であることや、学校の教育活動の状況や今後の改善方策等を併せて示すなど、序列化につながらない取組が必要。
- ⑤ 国は公表していないデータに関する情報公開請求について開示を行わない。教育委員会においても国の取扱いを参考に適切に対応することが必要。

| 文部科学省 | 保有・提供する調査結果及びその取扱い | | | | |
|-----------|--------------------|--------------|--------------------------------|--------------------------|--|
| | 国全体 | 各都道府県 | 各市町村 | 各学校 | 各児童生徒 <small>※個人の特定はできない</small> |
| 結果提供 | 公表 | | 非公表 | | |
| 都道府県教育委員会 | — | 当該都道府県 公表 | 各市町村 市町村名、学校名を明らかにした公表は行わない | 各学校 | — |
| 市町村教育委員会 | — | — | 当該市町村 公表は市町村判断 | 各学校 学校名を明らかにした公表は行わない | 各児童生徒 <small>※個人の特定はできない</small> 非公表 |
| 学校 | — | — | — | 当該学校 公表は学校判断 | 各児童生徒 本人のみ提供 |

2 平成26年度の結果の取扱い（平成25年度の実施要領からの主な変更点）

教育委員会における市町村・学校の結果公表の取扱い関係部分

（概要）

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。このことを踏まえ、以下の取扱いとした。

◇ 市町村教育委員会（学校の設置管理者）において、それぞれの判断で、実施要領に定める配慮事項に基づき、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことは可能であるとした。

◇ 都道府県教育委員会において、市町村教育委員会の同意を得た場合は、実施要領に定める配慮事項に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことは可能であるとした。

◇ 教育委員会等において調査結果を公表する場合の配慮事項として、

- ・公表内容・方法等は、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断する。
- ・単に平均正答率等の数値のみの公表は行わず、分析結果を併せて公表する。また、分析結果を踏まえた改善方策についても公表する。
- ・市町村教育委員会において個々の学校名を明らかにした結果の公表を行う場合は、当該学校と公表内容・方法等について事前に十分相談する。なお、平均正答率等の数値を一覧にしての公表や各学校の順位付けは行わない。
- ・児童生徒の個人情報の保護や学校・地域の実情に応じた必要な配慮を行う。

ことなどを定めた。

[その他]

職員の懲戒処分の状況

平成25年12月（11月1日～11月30日分）

青森県教育委員会

- 事案1
- ①被処分者 西北地域市部以外の小学校 教諭（39歳 女性）
 - ②事件の概要等 人身事故（治療期間が15日未満）
 - ・平成25年8月9日（金）午後9時33分頃
 - ・五所川原市内の県道
 - ・信号のない交差点にさしかかり、一時停止後前進したが、確認が不十分だったため、右側から直進してきた車に衝突したものの。
 - ・事故の相手方（男性1名 約7日間の加療）
 - ③処分内容 戒告
 - ④処分年月日 平成25年11月7日
 - ⑤その他 平成23年8月28日に人身事故を起こしていることから量定を加重。

